

随意契約理由書

件名	デュオこうべ浜の手エスカレーター設備改修工事
契約の相手方	株式会社 日立ビルシステム
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本施設のエスカレーターは1992年(株式会社 日立製作所)に設置されたものである。 本工事は老朽化及びメンテナンス部品の供給不能により行うエスカレーターの部分的な更新工事である。 フレーム等は既設の部材を流用することとなるが、エスカレーターはさまざまな部材により構成されたシステムであることから、全ての構成部材は、機能面、強度面において一体的に設計されるものである。従って、本工事で改修するエスカレーター設備は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。新旧各部位の電氣的、機械的整合を取るとともに、改修後もシステム全体として性能保証ができる。施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 建築住宅局 設備課 (電話番号 078-595-6598) </div>